

1 概要

【内容】

- ・開館にあたり、博物館資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針を策定

【必要性】

- ・登録博物館申請の要件として「基本的運営方針」の策定及び公表が必要

【根拠法令等】

- ・博物館法第12条第2項第3号及び13条第1項第3号(昭和26年法律第285号)
- ・博物館法施行細則第4条(昭和27年福島県教育委員会規則第2号)

【3月15日（土）のオープンまでに策定】

【構成】

- ・本編（①方針の概要、②施設の在り方、③事業活動計画、④管理運営計画、⑤事業評価）、資料編

2 策定のポイント

《次世代への継承を図る拠点施設を目指し策定する》

① 懇談会意見の反映

- ・展示計画等に係る懇談会意見を踏まえ方針の内容検討
→「基本構想」(2019.3)、「基本計画」(2020.3)をベースに検討

② 国の動向の反映

- ・文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方について」(2021.12)
→これからの博物館に求められる役割・機能として情報の発信と文化の共有などを明記
- ・「博物館法の一部を改正する法律」施行(2023.4)
→博物館事業に「デジタルアーカイブ」追記、
→関係機関との連携「文化をつなぐミュージアム」としての役割重視

- ・文化庁「博物館DXの推進に関する基本的な考え方」公表(2023.4)
→博物館DXの重要性、意義、役割等明記

【パブリックコメントの実施】
・意見募集期間 2025(令和7)年2月4日(火)から3月5日(水)まで



展示エリアイメージ



交流エリアイメージ



資料閲覧室（特定歴史公文書等の活用）